交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等 に関する条例の一部を改正する条例について

交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 を次のように制定する。

条例案……別記

平成30年2月26日提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 教育長について、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間、 給料月額を減額したいため。 交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案

交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和32年条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。 (平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における給料月額に関する特例)

2 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における教育長の給料の月額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定による給料の月額に100分の95を乗じて得た額とする。ただし、第3条及び第8条の規定による給料の月額については、この限りでない。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。